

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 64 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2020 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

## 外資投資規制の改正法案（第一段）の公開

以前取り上げた、外国投資規制の抜本的な改正に関して、2020 年 7 月 31 日、豪州政府は、外資買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975）の改正法案（第一段）を発表しました。

今回公開されたドラフトは、6 月に発表された改正事項の全てをカバーしているものではなく、外国政府投資家が参加する投資ファンドに対して適用される規制の緩和の詳細や、承認申請免除証明、新しい申請手数料体系など、いくつかの事項は第二段として発表される改正法案で扱われることが予想されます。第二段のドラフトは、2020 年 9 月中に公開される予定です。

今回公開されたドラフトでは、「国家の安全（national security）」を基準とした外国投資規制の導入、政府の執行権限と罰則の強化、審査対象取引の拡大、政府機関による情報共有体制の強化、財務大臣による審査期間の延長権限などについて、具体的に規定されています。改正法案は、パブリックコメントに付され、それによって寄せられた意見や懸念を考慮の上、更なる検討がなされた後、2021 年 1 月 1 日から施行されることが予定されています。

弊所では、外国投資規制の変更について、今回の改正法案を踏まえた日本語のオンラインセミナー（西豪州日本人会商工部会と共催）を行いました。このオンラインセミナーの録画は、こちらの[リンク](#)の「オンラインセミナー」のタブからご覧いただけますので、ご興味のある方は、是非ご視聴下さい。



## その他の注目のトピック

### 有給の個人的（傷病）・介護休暇の日数に関する最高裁判所の決定（労働法）

2020年8月13日、オーストラリア最高裁判所は、従業員の個人的（傷病）・介護休暇（Personal Leave）の日数の計算に関する下級審の連邦裁判所の判断を覆しました。

フェアワーク法に基づき、従業員は、年間10日間のPersonal Leaveを取得する権利がありますが、1日12時間・週3日勤務を行う従業員が取得するPersonal Leaveがどの程度発生するかが争点となっていました。この点について、下級審の連邦裁判所では、その従業員の通常の就業時間である1日12時間を基準として、年間120時間（12時間×10日）のPersonal Leaveの取得が認められると判断していました。これに対し、最高裁判所は、この連邦裁判所の判断を覆し、通常と異なる勤務体系の従業員であっても、Personal Leaveの計算は、一般的な就業時間である7.6時間を基準に、割合で取得すると判断しました。

本稿では、本判決の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### オンライン株主総会の実施状況（会社法）

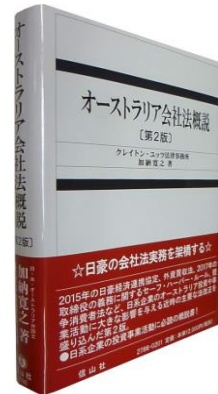
新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大を受け、2020年5月6日、財務大臣は、オンライン株主総会の開催を認める決定をしました。同決定は、2020年11月6日まで効力を生じますが、一部の地域で新型コロナウイルスの感染が再拡大している状況からすると、この決定は延長される可能性があります。この決定が施行されて以来、多くの会社がオンライン株主総会を開催しました。

ある会社では、投票や質問の機能の備わったアプリケーションを用いて、オンラインで株主総会を開催しました。株主は、委任状による投票か、開催中に投票機能を使うことにより、決議に参加することができます。また、質問機能を用いて、質疑応答を行います。さらに、電話会議システムの方法で総会に参加することを認めた会社もあります。オンライン株主総会は、これまで物理的な問題で株主総会に出席できなかった株主も出席できるようになることから、今回の一時的な試みが今後の標準になる可能性を秘めており、動向が注目されます。

本稿では、本決定の概要とオンライン株主総会の実施状況について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### オーストラリア会社法概説 【第2版】（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## コロナ禍における情報漏洩の状況（プライバシー法）

2020年7月31日、オーストラリア情報保護機関（Office of the Australian Information Commissioner）は、2020年1月から6月の期間における情報漏洩事案に関する報告書（Notifiable Data Breaches Report）を公表しました。同期間は、新型コロナウイルスの感染拡大時期を含んでおり、報告書では、新型コロナウイルスの影響を含めた情報漏洩事案に関する考察と組織が留意すべき点について記載されています。

報告書では、情報漏洩の原因としても最も多いのは、外部からの違法なサイバー攻撃であり、2番目に多い原因が人為的なミスによるものであると記載されています。他方で、新型コロナウイルス感染防止に対応するための事業運営方法の変更は、現在までのところ、情報漏洩事案の増加をもたらしていないと考えられるとのこと。また、報告事案のうち23%が、情報漏洩から発覚までに1ヶ月以上要しており、情報漏洩の早期特定、評価、通知の重要性が指摘されています。

本稿では本報告書の概要と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## オンラインセミナー開催のご報告と次回のお知らせ

冒頭でご紹介したとおり、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマにしたオンラインセミナー（西豪州日本人会商工部会と共催）を開催し、加納弁護士と山浦弁護士が、外資投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。本オンラインセミナーの録画は、こちらの[ウェブページ](#)の「オンラインセミナー」のタブからご覧いただけます。また、講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

また、2020年9月2日（水）の日本時間13時（豪州東部時間14時）から、「オーストラリアにおける不動産投資と法的問題点」をテーマにした日本語のオンラインセミナーを行いますので、お知らせいたします。本オンラインセミナーでは、オーストラリアの不動産法制度の概要とオーストラリアにおける不動産投資案件の基本的な取引ストラクチャーについて解説します。

講演時間は、最後のQ&Aセッションを含めて1時間となります。参加料は無料で、海外からでもアクセスできますので、多くの方々のご参加をお待ちしております。本オンラインセミナーについてご関心のある方は、以下のメールアドレスまでご連絡下さい。

問い合わせ先：[Japan.Group@claytonutz.com](mailto:Japan.Group@claytonutz.com)

## 今後のセミナー等の予定

### 豪州雇用法（雇用条件及び解雇に関する問題点）

加納弁護士が行う予定であった、「豪州雇用法（雇用条件及び解雇）」をテーマとする講演は、シドニー、メルボルンともに、当面延期されることとなりました。代替日が決まりましたら、改めてご案内いたします。同講演では、従業員の雇用条件と解雇に関するルールや問題点を中心に、日本企業がオーストラリア子会社を適切に運営・管理するために注意すべき雇用法の重要箇所について、最新の事例や法改正等にも触れながら解説する予定です。

### 豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加予定であった、第4回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）は、11月下旬まで延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

## 最近行われたセミナーのご報告

### 豪州における新型コロナウイルス対策と法的問題（2020年6月2日、オンライン）

加納弁護士と鈴木弁護士が、2020年6月2日に、「豪州における新型コロナウイルス対策と法的問題」をテーマに講演（クレイトン・ユッツ法律事務所、ブリスベン日本商工会議所、クイーンズランド州政府駐日事務所の共催）を行いました。外国投資規制の一時的な改正、支払不能状態にある会社の取締役の責任、及びそのような会社に対する債権回収時に留意すべき点について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。

### COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020年5月29日、オンライン）

加納弁護士が、2020年5月29日に、「COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020年度第1回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

## 最近の出版物等

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版はこちらの[リンク](#)先からご確認いただけます。

### 『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、4分程度の短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

### 居住用不動産開発プロジェクトの参画案件のサポート（2020）

2020年7月27日、弊所のジャパン・プラクティス・グループがリーガルアドバイザーとして関与した、日系企業による居住用不動産「One Sydney Harbour」の開発プロジェクトへの参画案件がLawyers Weeklyで紹介されました。同記事は、こちらの[リンク](#)からご確認いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamura@claytonutz.com](mailto:syamura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



シニアアソシエイト Jessica Lee  
メール：[jeslee@claytonutz.com](mailto:jeslee@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロークラーク 高木大輔  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[dtakagi@claytonutz.com](mailto:dtakagi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)